

====公布された条例のあらまし====

鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。
- (2) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの設立に伴い、及び医師の確保を図るため、職員定数の外に置くことができる職員の範囲を見直す。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	3,127人	3,226人
一般会計支弁に係る職員	3,114人	3,212人
特別会計支弁に係る職員	13人	14人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,419人	2,461人
県立学校の職員	2,148人	2,179人
県立学校の職員以外の職員	271人	282人
監査委員の事務局の職員	17人	14人
企業局の職員	71人	80人
県費負担教職員	4,197人	4,261人

- (2) 職員定数の外に置くことができる職員に、次に掲げる職員を加える。
  - ア 特定地方独立行政法人に派遣している職員
  - イ 知事の事務部局の職員で、臨床研修を受けている医師であるもの
  - ウ 市町村が設置する病院等における医師を確保するため、長期にわたる研修に派遣することとなる医師である職員
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県部等設置条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県部等設置条例の一部改正
  - ア 知事の直近下位の内部組織である部局等の分掌する事務に係る権限及び責任を明確にするため、部局長等の設置及びその担任する事務を規定するとともに、題名を改める。
  - イ 子どもに関する施策の一元化等を図るため、総務部、企画部、福祉保健部、生活環境部及び商工労働部について、所掌事務を見直す。
- (2) 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正
  - 総合事務所の所掌する事務に係る権限及び責任を明確にするため総合事務所長の設置及びその担任する事務を規定するとともに、総合事務所の組織及び権限を簡素化するため所掌事務を見直す。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県部等設置条例の一部改正
  - ア 題名を鳥取県行政組織条例に改める。
  - イ 部局長等の設置及びその担任する事務について規定する。
  - ウ 企画部の所掌事務に私立学校、学術及び科学技術に関する事項（幼稚園に関する事項を除く。）（現行

総務部の所掌事務)を加える。

エ 福祉保健部の所掌事務に幼稚園(教育委員会の所管に係るものを除く。)に関する事項(現行 総務部の所掌事務)を加える。

オ 生活環境部の所掌事務からレクリエーションその他の余暇を活用して行う活動に関する事項を削る。

カ 商工労働部の所掌事務から産業技術に関する事項を削る。

キ ウからオまでに伴い、総務部の所掌事務について、所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正

ア 総合事務所長の設置及びその担任する事務について規定する。

イ 総合事務所の所掌事務に、県税の賦課及び徴収に関する事務(現行 県税事務所の所掌事務)を加える。

(3) 次の条例について、(1)及び(2)に伴う所要の規定の整備を行う。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例

イ 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例

ウ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例

エ 鳥取県採石条例

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の対象事業及び適用要件を見直し、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大に資する制度とする。

2 条例の概要

(1) 鳥取県企業立地等事業助成条例に規定する企業立地事業を行う者に対しては、当該事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4(通常税率100分の4)とする。

【不均一課税の適用要件】

業 種	投資額	増加する労働者の数
・製造業 ・その他地域経済の活性化に寄与する業種	1億円超	常時雇用労働者10人以上
・情報処理・提供サービス業	3,000万円超	常時雇用労働者及び短時間労働者20人以上
・ソフトウェア業 ・職員教育施設・支援業 ・デザイン・機械設計業 ・自然科学研究所 ・その他産業の高度化に寄与する業種	3,000万円超	常時雇用労働者(技術者、デザイナー及び科学技術に関する研究者に限る。)5人以上

(2) 県税事務所を廃止することに伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成19年4月1日とする(2)を除き、平成20年4月1日とする。

(4) 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 介護支援専門員に対する再研修の実施等に関する事務について、新たに手数料を徴収することとし、そ

の額を定めるとともに、介護支援専門員実務研修受講試験の実施等に関する事務を知事の指定する者に行わせることに伴い、当該事務に係る手数料の収納について規定する。

- (2) 所有者から求められた犬又はねこの引取りについて、飼い主の責任の明確化及び安易な引取りの防止を図るとともに、処分経費を原因者負担とするため、新たに当該事務に係る手数料を徴収する。
- (3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、狩猟免許の区分のうち網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に改められたことに伴い、当該免許の交付の事務に係る手数料の額を定める。
- (4) 教育職員免許法の一部が改正され、現行の盲学校、聾学校及び養護学校ごとの教員の免許状が特別支援学校の教員の免許状に改められ、当該免許状の授与に当たり特別支援教育領域を定めることとされたことに伴い、当該免許状に新教育領域を追加して定める事務について、新たに手数料を徴収する。
- (5) 漁船及び登録票の検認に関する事務を知事の指定する者に行わせることに伴い、当該事務に係る手数料の収納について規定する。

## 2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分		単位	手数料の額
ア 介護支援専門員に対する再研修の実施		1件につき	12,800円
イ 介護支援専門員更新研修の実施	(ア) 実務未経験者に対するもの	1件につき	12,800円
	(イ) 実務経験者に対するもの		21,000円
ウ 所有者から求められた犬又はねこの引取り	(ア) 生後91日以上の子犬又はねこ	1頭又は1匹につき	2,000円
	(イ) 生後90日以下の子犬又はねこ		400円
エ 網猟免許又はわな猟免許の交付	(ア) 既に銃猟の免許を有している者等	1件につき	2,800円
	(イ) (ア)以外の者		4,300円
オ 特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加	(ア) 普通免許状に係るもの	1件につき	3,300円
	(イ) 臨時免許状に係るもの		1,700円

- (2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	手数料の額	
	現行	改正後
介護支援専門員実務研修の実施	12,000円	12,800円

- (3) 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に定める者に行わせる場合における当該事務に係る手数料は、それぞれその者に納めるものとし、当該手数料は、その者の収入とする。

ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施	知事が指定する試験実施機関
イ 介護支援専門員実務研修の実施	知事が指定する研修実施機関
ウ 介護支援専門員更新研修の実施	
エ 漁船及び登録票の検認に関する事務	知事の指定する者

- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、(1)エは同月16日、ウは同年10月1日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する。

### 2 条例の概要

- (1) 次の表の左欄に掲げる事務のうち同表の右欄に掲げる町の区域のみに係るものについては、当該町が新たに処理することとする。

--	--

事 務	市町村
農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 農地若しくは採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可（第3条第1項） イ アに係る立入調査等 ウ アに係る報告の徴収	北栄町 鳥取市、倉吉市、岩美町、八頭郡の町、三朝町及び湯梨浜町へは移譲済み。

(2) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日は、平成19年4月1日とする。

イ 経過措置

所要の経過措置を講ずる。

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県非営利公益活動促進条例（以下「条例」という。）の附則の規定に基づき、条例の規定及びその実施状況に検討を加えた結果を踏まえ、協働の対象を非営利公益活動団体に拡大する等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 非営利公益活動団体の活動の現状にかんがみ、協働の対象を非営利公益活動団体（現行 特定非営利活動法人）に拡大する。

(2) 条例中「共同」を「協働」に改める。

共同・・・単に2者以上の者が力を合わせること。

協働・・・異なるセクターに属する団体が、共通の目的のために互いの長所を活かして協力し合い、単独で実施するよりも高い事業効果をあげる事業形態

(3) 県は、非営利公益活動団体との協働に対する職員の意識啓発を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 市町村の自主性を尊重しつつ、その取組みを活性化させるため、市町村の責務を規定した条項を削除する等所要の改正を行う。

(5) 最近の社会情勢、県内情勢等にかんがみ、前文を修正する。

(6) 条例の失効日を平成24年3月31日とする。

(7) その他所要の規定の整備を行う。

(8) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

次の施設の利用等について、使用料を徴収することとし、その額を定める。

(1) 皆成学園、鳥取療育園及び中部療育園における障害者自立支援法の規定に基づく児童デイサービスの提供

(2) 鳥取療育園における健康保険法に規定する療養の給付の対象とならない予防接種の利用

2 条例の概要

(1) 皆成学園、鳥取療育園及び中部療育園において、次のとおり使用料を徴収することとし、その額を定める。

名称	区分	金額
皆成学園	障害者自立支援法の規定による児童	障害者自立支援法の規定による厚生労働大臣

	デイサービスの利用	が定める基準により算定した費用の額
鳥取療育園	健康保険法の規定による療養の給付の対象とならない予防接種の利用	健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて算定した規則で定める額
	障害者自立支援法の規定による児童	障害者自立支援法の規定による厚生労働大臣
中部療育園	デイサービスの利用	が定める基準により算定した費用の額

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

#### 鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正等について

##### 1 条例の改正・廃止理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正及び結核予防法の廃止に伴い、鳥取県結核診査協議会を廃止し、鳥取県感染症診査協議会に結核部会を設ける等所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

###### (1) 鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正

- ア 協議会は、委員3人以上8人以内（現行 3人以上5人以内）で組織する。
- イ 協議会に、結核部会（以下「部会」という。）を置く。
- ウ 部会は、委員3人以上5人以内で組織する。
- エ 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- オ 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- カ 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- キ その他所要の規定の整備を行う。

###### (2) 鳥取県結核診査協議会条例の廃止

鳥取県結核診査協議会条例は、平成19年3月31日限り廃止する。

- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。